

公益財団法人陶芸文化振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人陶芸文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、陶芸の普及に関する活動を行い、その技術の保全と活用を図り、併せて創作活動を通じて豊かな社会作りを育み、生涯充実した生き方が出来る環境や機会を創出することで、陶芸文化並びに地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陶芸技術に関する展覧会の実施
- (2) 陶芸美術館の設置及び運営
- (3) 陶芸文化振興のための陶芸普及事業
- (4) 陶磁器に関わる伝統文化団体及び個人への協力、支援、育成のための事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、埼玉県及びその近隣都県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、別表第1及び別表第2の財産をもって構成する。

3 別表2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第

16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を得るものとする。

2 これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 12 条 この法人が資金の長期借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその出席理事の 3 分の 2 以上の議決を得たうえで評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その出席評議員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定数)

第 14 条 この法人に、評議員 8 名以上 16 名以内を置く。

(選任等)

第 15 条 評議員の選任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人・財団法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任 期）

- 第16条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解 任)

第 17 条 評議員が次の一に該当するときは評議員会において議決に加わることできる評議員の過半数が出席し、その出席評議員の 3 分の 2 以上の議決により、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、年 1 回毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は必要に応じて随時開催することができる。

(招 集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(招集の通知)

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、

場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 23 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第 24 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名または記名押印する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 28 条 この法人に、つぎの役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 10 名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事2名のうち、1名を理事長とし、他の1名を会長とする。また業務執行理事を常務理事とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、法令及びこの定款に定めるところにより、理事の職務の執行状況及び計算書類等を監査し、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事の職務、権限等については、法令の定めるところによる。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した役員^の補欠として選任された役員^の任期は、退任した役員^の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した理事及び監事は第 27 条第 1 項で定める役員^の員数が欠けた場合には任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 33 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 34 条 理事及び監事は無報酬とする。

(責任の免除又は限定)

第 35 条 この法人は、役員^の「一般社団・財団法人法」第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 2 節 理事会

(設 置)

第 36 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第 37 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催する。

(招 集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又理事長に事故があるときは、会長が招集する。
- 3 理事長及び会長が欠けたとき又理事長及び会長に事故あるときは各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第 40 条 理事長は、理事会の開催日の 5 日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 42 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 43 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第 30 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、署名または記名押印する。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 46 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所用の職員を置き、重要な職員は理事会の決議を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬等の規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 会 員

(会 員)

第49条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第14条第1項に規定する評議員の選任の方法、第17条に規定する評議員の解任の方法についても適用する。

(合併等)

第51条 この法人は、合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をする場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によらなければならない。

(解 散)

第52条 この法人は「一般社団・財団法人法の認定」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条第 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 55 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 57 条 この法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の第1項の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 安藏 親 伊藤英昭 大出和子 黒須輝夫 黒須 実
塚原 稔
監事 鳥山昌則

4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は次に掲げるものとする。

代表理事（理事長）黒須輝夫
代表理事（会長）塚原 稔
業務執行理事（常務理事）黒須 実

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

入澤博之 植村芳浩 尾田健彦 柏倉喜代 黒須和子 五上重雄
三瓶謙治 高橋 甲 田口金雄 内藤奈緒 中島慎治 永瀬 博
隼瀬孝弘 松崎重男 松本 恵 山岡弘巳

別表第1

財産種別	所在・物量等
土地	埼玉県さいたま市北区 東大成町2丁目641番1
	294.00 m ²
建物	埼玉県さいたま市北区 東大成町2丁目641番1
	鉄筋コンクリート3階建 258.09 m ²

別表第2

財産種別	所在・物量等
美術品	陶芸会館内
	古美術品 20点
	近代美術品 26点 現代美術品 54点